

領事窓口業務(旅券・査証・各種証明・在外選挙等)2025年4月

旅券(パスポート)

在コンゴ民主共和国日本国大使館では、旅券に関する事務を行っております。申請手続きに必要な書類等の詳細につきましては、次のリンク(外務省ホームページ)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_5.html)をご覧ください。

また、申請はオンラインでも可能ですので詳しくは次のリンク

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html)をご覧ください。

1. 旅券手数料

2025 年 4 月 1 日現在の旅券手数料は、以下の通りです。

・一般旅券 (10 年有効)の発給:

書面申請: 301,900 コンゴフラン(FC)、電子申請: 294,400FC

・一般旅券 (5 年有効)の発給:

書面申請: 209,300FC、電子申請: 201,900FC

・一般旅券 (12 歳未満・5 年有効)の発給:

書面申請: 116,700FC、電子申請: 109,300FC

・帰国のための渡航書の発給: 46,300FC

各種届出・証明

1. 戸籍・国籍関係

在コンゴ民主共和国日本国大使館では、戸籍・国籍に関する事務を行っております。戸籍・国籍関係の詳細については、次のリンク(外務省ホームページ)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>)をご覧ください。

2. 在留届(3 か月以上滞在される方へ)

旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に対し「在留届」を提出するよう義務付けられております。この届け出は、実際に現地に行かれた後に行っていただくものですので、住所等が決まりましたら、「[在留届電子届出システム \(ORRnet\)](#)」サイトから在留届を提出してください。これは届出者自らが在留届の変更等の手続きを行うことができる便利なシステムですので、是非ご利用ください。

「在留届」を提出いただくことにより、緊急事態が発生した場合には、大使館からのメールによる通報や迅速な援護が受けられます。なお、海外滞在が 3 か月未満の方は、[外務省海外旅行登録「たびレジ」](#)に登録してください。登録いただければ滞在先の最新の海外

安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れます。現在、外国にお住まいで既に在留届を提出された方も、別の国へ旅行や出張する際には「たびレジ」に登録してください。

なお、在留届は書面で提出いただくことも可能ですが、書面によって在留届を提出された場合は、在留届の届出内容の変更、帰国・転出の際にも、管轄の在外公館に書面で変更届又は帰国・転出届を提出していただく必要がありますのでご注意願います。

[在留届用紙のダウンロード\(PDF\)](#)

[変更届用紙のダウンロード\(PDF\)](#)

[帰国・転出届用紙のダウンロード\(PDF\)](#)

3. 各種証明

在コンゴ民主共和国日本国大使館では各種証明書の発給を行っております。主要な証明は次の通りです。

(1) 印章の証明

日本の公文書を海外で使用するためには、日本の公文書に対する大使館による認証を要求される場合があります。その際は、申請いただけましたら、大使館にて、日本の公文書上に押印された公印に対する印章の証明書を発給いたします。

(2) 翻訳証明

日本の公文書について、提出先の関係機関より、大使館による翻訳証明が要求される場合があります。その際は、翻訳文を作成の上、大使館に申請いただけましたら、大使館にて、その翻訳文が正しいことを証明する文書を発給いたします。

(3) 身分上の事項に関する証明

出生、婚姻、死亡、独身であること等身分上の事項について、関係機関より、戸籍謄本等の提示ではなく、大使館によって作成された証明書の提示を要求される場合があります。その際は、申請いただけましたら、大使館にて、出生証明書、婚姻要件具備証明書、婚姻証明書、離婚証明書、死亡証明書あるいは戸籍記載事項証明書を発給いたします。なお、これらの証明書発給に必要な書類は基本的に戸籍謄(抄)本です。

(4) 在留証明

コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国で生活しておられる日本人が、日本の年金事務所や生命保険会社に年金等の請求を行い、また、日本の法務局への不動産の登記をされる場合などには、これらの機関に対し、現住所や住所の変更を証明する必要が生じます。その際は、申請いただけましたら、申請者がコンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に在留されていることを証明する在留証明書を発給いたします。

この証明を申請する際に留意すべき点は次の通りです。

- (イ) 基本的に現地に3か月以上滞在している必要があります。
- (ロ) 原則としてご本人が在コンゴ民主共和国日本大使館(以下、大使館)に出向いていただく必要がありますが、やむを得ない事情がある場合には、代理の方を通じて申請・受領ができます。その場合には委任状が必要となります。
- (ハ) 現地の官公署が発行した、現住所(必要な場合は過去の住所)を証明する文書(住所が記載された納税証明書、電気・ガス等の公共料金の領収書、現地の運転免許証、現地の警察が発行した居住証明等)を大使館で提示していただく必要があります。
- (ニ) 不動産登記の際は現住所の他に過去の住所の証明も必要になる場合がありますが、大使館では現地官公署が発行した証拠文書に基づく範囲でしか証明することができません。証拠文書がない場合には上申書を提出先に提示いただくことになります。公文書にする必要があると言われた場合は、日本の公証人に署名証書の作成を依頼いただくことになります。一旦、日本に帰国された方に対しては在留証明書は発給できません。あくまで現にコンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に住所を有して、コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に在住する方に対してのみ発給されます。日本に帰国後、海外に在住していたことを証明する必要がある場合には、納税証明書、公共料金の領収書、現地の運転免許証あるいは旅券に押印された外国の入国管理当局による出入国印等を、直接国内関係機関に提示いただくことになります。勤務先の会社による在外勤務証明書を提示いただくこともよいかもしれませんので提出先によく相談して下さい。どうしても公文書による必要がある場合には、日本の公証人に署名証書の作成を依頼していただくことになります。
- (ホ) いずれの場合も、お名前を漢字あるいは仮名のつづりで記載する必要がありますので、戸籍謄(抄)本を大使館に提示していただくことが必要となります。

(5) 署名証明

日本では不動産登記、銀行ローン、自動車の名義変更等に、印鑑証明が必要になる場合があります。

しかし、日本に住民登録がなければ日本の官公署で印鑑登録ができません。その場合、法務局や銀行等は、日本に住民登録のない海外在留日本人に対しては、印鑑証明の代わりに大使館による署名証明を提示することにより受け付けてくれます。

海外在留日本人からの申請がありましたら大使館で署名証明を発給することが可能です(銀行等、提出先より拇印証明が要求されている旨のご説明があれば、拇印証明も併せて行います)。なお、領事担当官の面前で署名いただく必要がありますので、申請者には大使館に直接出向いていただく必要があります。

なお、大使館では通常、署名を証明する一枚紙の署名証明書を作成するのみです。

証明する署名と署名すべき文書の署名との照合は、法務局等提出先が行う形式と、署名すべき別添文書の署名についても領事の面前で行い、署名証明書と別添文書の間を割り印し、署名証明書と別添文書を併せて一つの証明書とする形式との2つの形式がありますが、どちらにするかは提出先機関の意向によりますので、あらかじめ提出先に確認いただいた上で、申請いただく必要があります。

大使館が、公証人のようにあらゆる私文書について申請者の署名を証明することができないわけではありませんので、本件署名証明は、あくまで海外在留日本人が印鑑証明を必要とされる場合に、印鑑証明の代わりに行うものであることにご留意願います。

(6) 警察証明

長期ビザ等の申請をする際など、関係機関より無犯罪歴証明書の提示を要求される場合があります。日本に在住する者に対しては、都道府県警が対応しますが、コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に在留される方につきましては、申請いただければ、大使館にて受け付けた上で、警察庁に報告いたします。警察庁にて申請理由等を検討した上で、問題がなければ警察証明書が発給されます。発給された警察証明書は大使館から申請者に手交いたします。申請の際に、大使館で指紋原紙に指紋を採取いたしますので、申請者に直接大使館に出向いていただく必要があります(手数料無料)。

※大使館にて申請された場合、発給された警察証明書がお手元に届けられるまで、通常2か月程度必要となりますので、長期ビザ等の申請で事前に警察証明書が必要な場合、日本で手続きを済ませておかれることをお勧め致します。

4. 各種証明手数料

2025年4月1日現在の主要な各種証明手数料は、下記の通りです。

- ・署名又は印章の証明：83,300FC(官公署に係るもの)/31,500FC(その他のもの)
- ・翻訳証明：81,500FC
- ・出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明：22,200FC
- ・在留証明：22,200FC

5. オンライン申請

「オンライン在留届(ORR ネット)」を利用した証明のオンライン申請を受け付けています。お手持ちのパソコン、スマートフォン等からご利用ください。

証明のオンライン申請の詳細に関しては、次のリンク

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html)をご覧ください。

海外に住んでおられる方が、外国に居ながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」と呼び、これによる投票を「在外投票」と申します。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ 18 歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っているかたです。

コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に居住する皆様の在外選挙人名簿への登録の申請は、在コンゴ民主共和国日本国大使館の領事窓口で受け付けています。登録のためには、大使館の管轄区域内に 3 か月以上継続して住んでいる必要がありますが、登録の申請は、住所が定まっていれば 3 か月を経過していない場合でも行うことができます。

1. 在外投票の方法

(1) 在外公館投票

在コンゴ民主共和国日本国大使館では、在外公館投票を行うことができます。

(2) 郵便投票

在外公館等で投票を実施していない場合や投票を実施している在外公館から住所地が遠隔の地にある場合には、郵便による投票もできます。

※ 郵便による投票の仕方

在外選挙人は、在外選挙人が登録されている市町村選挙管理委員会に、在外選挙人証を同封し投票用紙を請求する。市町村選挙管理委員会から在外選挙人証が返送され投票用紙が届けば投票用紙に記入し市町村選挙委員会に郵送する。

(注) 郵便投票は制度上存在いたしますが、郵便事情が極めて劣悪な当地においては期限までに投票用紙等を入手し、投票を行えるかどうかは不明ですので慎重にご判断願います。

(3) 帰国投票

また、在外選挙人は、選挙の時に一時帰国した場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の不在者投票と同様の手続きで投票することができます。

2. 海外で選挙権を行使するために

(1) 在外選挙人名簿への登録

在外投票をするためにはまず、在コンゴ民主共和国日本国大使館で在外選挙人名簿への登録を申請いただく必要があります。申請により在外選挙人名簿に登録されると、在外投票ができることとなり、投票の時に必要な「在外選挙人証」が所定の市町村選挙管理委員会から在コンゴ民主共和国日本大使館を通じて交付されます。

(2) 登録資格

年齢満 18 年以上(平成 28 年 6 月 19 日、改正公職選挙法施行)の日本国民(居住国への帰化等により日本国籍を失った方は対象になりません)で、引き続き 3 か月以上コンゴ民主共和国及びコンゴ共和国に住所を有する方

※ 転出届が未提出の方は引き続き国内に住所があると認定され、在外選挙人名簿に登録されない場合があります。

(3) 申請方法

申請者本人が大使館の領事窓口にて直接申請いただく必要があります。代理申請は受け付けられません。なお、申請書は大使館にございます。

(4) 在外選挙人名簿の登録市町村

原則として、日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会です。

(5) 登録申請の時に持参いただくもの

次の 2 種類の書類を必ずお持ち下さい。

- ・現在の有効な旅券
 - ・3 か月以上コンゴ民主共和国又はコンゴ共和国に住所を有することを証明する書類
- ※ 在留届を大使館に 3 か月以上前に提出している場合は不要です。

(6) 在外選挙の対象となる選挙

- ・衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙
- ・衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙、これらに関わる補欠選挙及び再選挙
- ・国民投票

(7) 選挙できる選挙区

登録された市町村の属する選挙区となります。

在外選挙の詳細については、次のリンク(外務省ホームページ)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/abroad.html>)をご覧ください。

日本への入国査証(コンゴ民主共和国在住の外国人を日本に招聘する場合など)

(1) 在コンゴ民主共和国日本国大使館では、日本に入国する際の査証申請の受付及び発給を行っております。

査証申請に関するお問い合わせ：consul.amb@ki.mofa.go.jp（日本語・フランス語対応）

日本国査証案内(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>)

提出書類一覧

(2) 査証の原則的発給基準は以下の通りです。

原則として、査証申請者が以下の要件をすべて満たし、査証発給が適当と判断される場合に査証の発給が行われます。

(イ) 申請人が有効な旅券を所持しており、本国への帰国又は在留国への再入国の権利・資格が確保されていること。

(ロ) 申請に係る提出書類が適正なものであること。

(ハ) 申請人が本邦において行おうとする活動又は申請人の身分若しくは地位及び在留期間が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に定める在留資格及び在留期間に適合すること。

(ニ) 申請人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(注) 入管法(出入国管理及び難民認定法)第5条第1項

第5条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第四十四条の九において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

二 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

三 貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。

五 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議(以下「国際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は

建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に定める麻薬若しくは向精神薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に定めるけし、あへん若しくはけしがら、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定める覚醒剤若しくは覚醒剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことがある者（人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。）

七の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲、クロスボウ若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイからへまでに掲げる者で、それぞれ当該イからへまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。） 退去の日から一年

ハ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことの無いもの（ロに掲げる者を除く。） 退去の日から五年

ニ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 退去の日から十年

ホ 第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国した者（へに掲げる者を除く。） 出国した日から一年

ヘ 第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。） 出国した日から五年

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十 第二十四条第四号オからヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者